

平成29年度 事業計画

平成28年は4月に「熊本地震」、10月に「鳥取県中部地震」、また、台風の影響に伴う風水害等、多くの自然災害が発生しました。毎年のように発生する自然災害の中で、土地家屋調査士ができる社会貢献活動は何か、また、阪神淡路大震災を経験した当会であるからこそできることは何かを踏まえて活動してまいります。まず、土地家屋調査士がその職能を活かしてできる自然災害への備えである「地図づくり」については、引続き参画推進を目指して活動してまいります。「地図づくり」への参画の前提として土地家屋調査士の資質向上は必要不可欠であり、日常業務における業務処理能力向上に重点をおいた研修会を開催してまいります。そのうえで「地図づくり」への参画推進にあたっては、公共調達、競争入札の促進方策として適正な業務を適切な報酬で応札できるような健全な受託体制の整備が必要であり、そのために会員各位が積極的に参画できるよう環境整備、情報発信に努めてまいります。また、自然災害が発生した際に、阪神淡路大震災を経験した当会の経験を伝えることで、復旧、復興に役立てていただくことは当会の社会的責務であると考えております。一方で、同震災から22年が経過し、当時の業務経験を知る会員が少なくなってきたのも事実であります。そのような中で、今一度当時の業務経験を風化させることなく、次代につなげていくことが必要であると考えて「震災経験の継承」を目指した体制の構築を推進してまいります。

近年社会問題化している空家問題については、地域に密着した専門資格者として土地家屋調査士がその対策としての市町への情報提供等を行っていくことは、積極的に取り組むべき事業であり、引続き参画推進を図ってまいります。併せて、社会問題化している「所有者不明土地」については、相続登記を促進することが重要であることが改めて確認されており、その方策として新たに法定相続情報証明制度の運用が開始されることから、同制度が円滑に運用されるよう周知、啓発を行ってまいります。また、「所有者不明土地を隣接地とする分筆の登記等を可能にするための筆界特定手続」が本格的に運用を開始される予定であります。積極的に活用していただけるよう研修会等を通じて啓発に努めます。

オンライン申請については、現在法定添付情報の原本提示省略の取扱いに向けて協議がなされております。遠くない将来にある完全オンラインの実施には、不動産調査報告書と同様に、土地家屋調査士の真正担保への認識、処分の厳罰化についての方策が重要な課題となってきております。そのような中、今一度会員において適正な業務の遂行を認識いただくと共にオンライン登記申請の一層の促進を図ってまいります。

広報事業としましては、土地家屋調査士の魅力発信に重点をおき、寄付講座、インターンシップ学生受入等の次世代の担い手である若年層への制度広報を行ってまいります。加えて地域に密着した資

格者としての魅力を伝えるために支部単位での制度広報活動を引続き推進してまいります。

親睦事業を通じて会員の帰属意識向上を図るため、従来のソフトボール大会に代わる新たな親睦事業を開催、より多くの会員とご家族の皆様が参加いただけるよう企画、設営してまいります。

本年度も土地家屋調査士の社会的責務を念頭においた諸事業を計画実施し、地位向上を図ってまいりますので、会員各位におかれましてもご理解とご協力をお願いいたします。

総務部・制度対策室・苦情処理委員会

1 品位保持及び事故防止のための指導並びに連絡

- 土地家屋調査士法その他関係法令の遵守徹底を図ります。
- 会則の遵守、土地家屋調査士調査測量実施要領、倫理規程の実践徹底を図ります。
- 戸籍謄本等職務上請求書用紙の厳正な取扱い及び管理の励行を図ります。
- 日常業務に関する情報の迅速な伝達に努めます。
- 個人情報の保護に関する方針に基づき、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。
- 会員の業務に対する苦情等を適切に処理し、事故防止に努めます。

2 本会業務執行体制の整備・充実

- 会務の円滑化のため、迅速かつ適切な業務執行に努めます。
- 組織のスリム化を図ると共に効率的な会務運営に努めます。
- 事務局業務の円滑な運営に努めます。
- グループウェアの有効活用を努めます。

3 非土地家屋調査士対策

- 非土地家屋調査士活動の監視を強化し、その防止に努めます。
- 県内市町に対して不適切な土地家屋調査士業務の発注について改善を促していきます。

4 関連団体との連携強化

- 土地家屋調査士関連団体との連絡協議会を開催し、制度の充実に向けた情報交換及び連携強化を図ります。
- 神戸地方法務局、兵庫県司法書士会との三者協議会を通じて不動産登記制度に関する諸問題等について協議を行います。

5 情報の収集

- 日本土地家屋調査士会連合会、近畿ブロック協議会との情報共有の充実を図ります。
- 10士業による自由業団体連絡協議会を通じて情報収集を行います。

6 危機管理体制の整備、充実

- 災害発生時の対応に向けた情報収集を行います。
- 危機管理体制の充実、強化を図ります。

7 会館の適正管理、有効活用

- 中長期的な修繕計画の制定及び修繕計画に基づき実施する修繕に関する精査を行います。
- 会議、研修会における会館の有効活用を図ります。

8 その他

- 会員業務に資する目的で日本加除出版が運営する先例・通達、図書閲覧等がインターネット上で行えるシステムであるリーガルガーデンの活用促進を図ります。
- 会員手帳を製作して会員に配布します。

財 務 部

- 1 予算の適正かつ効率的な執行に努めます。
- 2 会費及び特別会費の公正かつ効率的な徴収を行います。
- 3 共済制度の適正な運用を図ります。
- 4 本会親睦事業を実施します。
- 5 連合会及び近畿ブロックが行う親睦事業に協力します。
- 6 支部親睦事業に対する助成を行います。
- 7 会員の健康診断に対する助成を行います。
- 8 会員に対して調査士国民年金基金への加入を案内します。

業 務 部

- 1 調査士業務の指導・連絡及び業務改善に関する企画立案、業務関連法規等に関する調査及び研究
 - 表示登記研究会・事務連絡会を実施します。
 - 報酬、業務委託契約に関する研究、指導、普及を行います。
 - オンライン登記申請に関する情報提供、指導、普及、分析を行います。
 - 官公庁業務に関する調査、研究、分析を行います。
 - 境界確認業務における調査及び研究を行います。
 - 不動産登記規則第93条不動産調査報告書に関する研究、指導を行います。
 - 業務関係法規等についての研究、指導、啓発を行います。
- 2 調査士業務に関する情報の管理及び研究
 - 基準点管理システムの研究、管理を行います。
 - 関係官庁とのデータ共有及び情報収集に努めます。
 - 収集したデータの適正な管理、運営及び開示を行います。
 - 街区基準点等の利用と報告について各市町との連携に努めます。
 - 県内各市町における地籍調査の検証を行います。

3 その他調査士業務関連事業

- 地籍問題研究会に参加し情報収集を行います。
- 地籍の沿革に関する研究及び既存の資料の精査を行います。

広 報 部

1 土地家屋調査士の広報に関する事項（制度広報事業）

- 新聞広告掲載、電子広告配信を行います。
- 各支部の無料登記相談会をはじめ、支部が開催する制度広報事業を支援します。
- マスメディアに取り上げてもらえるような取り組みを行います。
- 大学の寄付講座開催に向けた準備を行います。
- インターンシップ事業や生徒児童向けの職業紹介など、幅広い層の認知度向上に努めます。

2 会報の編集及び発行に関する事項（会報誌発行等）

- 会報誌「HYOGO」を年2回発行します。
- ミニ会報誌「HYOGO + PLUS」を毎月発行します。

3 情報の収集及び発信に関する事項（ウェブサイトとSNSの活用）

- 公式サイト、公式 Facebook ページにて逐次情報を更新します。
- 公式サイト改定にむけた仕様書設計を行います。

4 製作グッズに関する事項

- 平成30年版カレンダーを製作し、購入希望者に配布します。

研 修 部

1 土地家屋調査士研修制度実施要領に定める中長期的研修について、時勢により要望とされる研修を効率的に効果的な手段により実施します。

2 関係法令、制度等の変更に伴い必要となる研修会について、各部・委員会と連携した研修会を実施します。

3 基本三角点・街区基準点等の測量研修を実施します。

4 新入会員対象の研修会を実施します。

5 境界問題相談センターひょうごにおける手続及び制度理解、並びに手続実施者の能力向上に向けた研修を実施します。

6 土地家屋調査士CPD制度の適正な運用を図ります。

社会事業部

1 境界問題相談センターひょうごの活動を支援します。

2 筆界調査委員の充実に向けた活動を行います。

- 3 公共嘱託登記等の受託推進に向けた活動を行います。
- 4 地籍調査、法14条地図作成に関する活動を行います。
- 5 災害支援、防災等関連事業を行います。
- 6 空き家問題対策についての活動を行います。
- 7 社会貢献に関する活動支援を行います。

技術対策委員会

- 1 登記基準点の設置及び認定に関する指導を行います。
- 2 測量技術及び基準点の利用に関する指導を行います。(法14条第1項地図作成及び地籍調査事業を含む。)

境界問題相談センターひょうご

- 1 センターの利用促進につながる効果的、且つ、効率的な運営を行います。
 - 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の趣旨に則った適正な運営を行います。
 - 会員による利用促進を図ります。
 - 筆界特定制度との連携に向けた取組みを推進します。
- 2 関与構成員のスキルアップ、会員への制度説明に向けた研修を実施します。
 - 手続実施者について、センター規則、諸細則の遵守徹底を図るための研修を実施します。
 - 複数回にわたる継続的な研修によりスキルアップを図ります。
- 3 利用促進に繋がる広報活動を行います。
 - 広く市民に制度理解を求めるための広報活動を広報部、社会事業部と共に展開します。
 - 会員における利用促進に向けたPRを行います。
 - 関係各部と連携を深め、効果的、且つ、効率的な方法を実施します。